

令和8年度

養父市提案型市民協働事業 『テーマ型』提案募集中！



テーマ

趣味を通じた若者の出会い創造事業

スポーツやペット、音楽など趣味を共通点とした交流イベントを実施。
若者同士が知り合う機会をつくり、若者の定住意識の向上や新たな
出会いの場の創出を目的としたもの。

提案締切：令和8年5月20日（水）必着

養父市では、多くの市民活動団体が参画し活動する活発なまちづくりを推進して
いくため、地域の現状や課題を把握している市民活動団体から事業提案をいただき、
養父市と協働で事業を行うことで地域課題等の効果的・効率的な解決を図るため、
「提案型市民協働事業」を実施しています。みなさんのご提案をお待ちしています。

募集期間を
延長しました！



提案条件

- ・ イベントには男女がそれぞれ5名以上参加すること。
- ・ 参加対象年齢はおおむね35歳までとすること。
- ・ 単発のイベントのみとならないよう工夫すること。
- ・ 市指定のKPI達成を目指すこと。
- ・ その他、提案書の作成にあたっては事前に市担当課へ相談すること。

提案について

市民活動団体の先駆性、専門性、柔軟性をいかした公益的な事業の提案するもの。

¥ 10万円から最大50万円までのテーマ型事業

🕒 令和9年2月28日までに事業を完了すること



事業着手までの流れ



まずは協働を希望する
市の担当課へご相談ください

事業提案書等の作成
→協働希望担当課へ提出

提案書提出締切
令和8年5月20日（水）

事業審査会

令和8年5月下旬
予定

市と
協定書締結

令和8年6月1日
以降

事業着手

【お問合せ】

養父市役所市民生活部 やぶぐらし未来協創課
tel : 079-662-3172 / mail : yabugurashi@city.yabu.lg.jp

提案にあたっては、本紙裏面および
養父市ホームページをご確認ください。📄



募集要領（一部抜粋）

提案書提出締切

令和8年5月20日（水）

提案できる団体

営利を目的としない、社会貢献的活動等を提案するボランティア団体、NPO法人、区、地域自治組織、企業等で、おおむね5人以上で構成され、市内で活動する団体

応募の対象となる事業

- 「養父市まちづくり計画」に沿ったもの
- 公益的・社会貢献的な事業で、提案団体と市が協働することで地域や社会的な課題の解決が図られるもの
- 具体的な効果や成果が期待でき、市民サービスの向上が図られるもの
- 役割分担が明確であり、協働することでより効果が期待できるもの
- 先駆性、専門性、柔軟性等のある新たな取り組みであるもの
- 事業計画、予算等が適正であるもの

同一団体からの継続した提案は原則最大3年間とします。

対象とならない事業

- 営利、政治、宗教、選挙活動を目的とするもの
 - 特定の個人・団体のみが利益を受けるもの
 - 施設等の建設又は整備を目的とするもの
 - 政策の提案、学術的な研究に関するもの
 - 単なる補助金の獲得を目的としたもの など
- ※行政への一方的な要望や団体への支援といったものも、この提案事業にはなじみません。

事業の規模

- ①協働事業の規模は、事業費が10万円以上のものとする。
- ②市は協働事業の実施にあたり、予算の範囲内で経費を負担する。ただし、1事業あたり50万円を上限とする。

対象経費

- 対象経費は、実施する事業に直接要する経費とする。
- 賃金（対象経費の1/2まで。県の最低賃金相当額）
 - 報償費（講師または専門的技能協力者に対する謝金）
 - 旅費（養父市の条例で規定する旅費を限度とする。）
 - 消耗品費（印刷消耗品を含む。）
 - 燃料費（機材または車両の燃料代）
 - 食糧費（事業参加者1人につき200円までの飲料等）
 - 印刷製本費（チラシまたはポスター等の印刷費）
 - 広報費 ○通信運搬費 ○手数料 ○保険料
 - 委託料（対象経費の1/3まで。）
 - 使用料および賃借料 ○原材料費 ○その他経費

対象とならない経費

- 事業に直接関わらないスタッフに対する給与、賃金
- スタッフ等の食事・弁当代
- 団体の構成員に対する謝礼
- 家賃（敷金、礼金等を含む）
- 備品（数年にわたり使用可能なもの）
- 事務所の貸借料・購入費、光熱水費など団体の経常的な活動に関する経費
- 支出の根拠が確認できない経費等 など

スケジュール

- 1 応募期間（5月20日まで）
- 2 書類審査、プレゼンテーション
- 3 採択団体の決定（5月下旬）
- 4 協定書の締結（6月以降）
- 5 事業実施（協定書締結以降）
- 6 中間報告
- 7 実施報告会



事業の期間

事業期間は単年度とし、令和9年2月28日までに完了するものとする。



詳細は養父市ホームページを
チェック！